



じゅんかん ニュース

<第30号>

発行日：平成28年6月15日

発行：市川市清掃部

循環型社会推進課

☎ (712) 6317

市川市の資源物とごみの情報ペーパー

○ 良い例

ネットに穴が開いたら補修する



ネットが指定袋を完全に覆っている

ペットボトルに水を入れて使う方法もあります

おもり

フェンスなど

ネット

ごみ袋

ネットの端におもりがついている

× 悪い例

ネットの上に
ごみを置く



ネットの掛け方が不十分
(指定袋がはみ出している)

ごみ量が多くて、ネットで覆いきれない

カラス対策ネットを正しく使っていますか？

皆さまが利用しているごみ集積所では、カラス対策ネット（以下「ネット」といいます。）を使っていますか？

ネットは、下記の貸し出し要件を満たしたごみ集積所に貸し出しています。（既に貸し出しをしているごみ集積所は対象外です。）

ネットは正しく使わないと、カラス被害を受ける可能性があります。

カラス被害を受けないようなネットの使い方例を見ていきましょう。

カラス対策ネットの貸し出しについて (2m×3m)



貸し出し要件

- ①集積所を戸建の5世帯以上で利用していること
- ②集積所を戸建と共同住宅兼用で利用の場合は、戸建が5世帯以上利用していること
- ③利用者により自主的に維持管理が行われていること

申請方法

利用世帯の方々に検討し、ごみ散乱防止ネット使用申請書（代表者の認印を押印）を清掃事業課へ提出してください。

平成29年4月から

ごみの収集回数が変わります

市川市のごみ処理は、市内に最終処分場がないため、焼却灰などを市外の最終処分場で受け入れて頂いていることや、クリーンセンターの建て替えが迫っていることなどの課題があります。

そのため、ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。

そこで、昨年7月の広報いちかわで皆様にお知らせいたしました新たなごみの減量・資源化プランについて、皆様から頂いた意見などを参考に、左記のとおり進めてまいります。

平成29年4月1日から

ごみ・資源物の収集回数の変更

| 分別区分 | | 現在の収集回数 | 平成29年4月1日から |
|---------------|-------------|---------|-------------|
| ①燃やすごみ | | 週3回 | 週2回 |
| ②燃やさないごみ | | 週1回 | 月2回 |
| ③有害ごみ | | | |
| ④プラスチック製容器包装類 | | 週1回 | 変更なし |
| 紙類 | ⑤新聞 | 週1回 | 変更なし |
| | ⑥雑誌（雑がみを含む） | | |
| | ⑦ダンボール | | |
| | ⑧紙パック | | |
| ⑨布類 | | 週1回 | 月2回 |
| ⑩ピン | | | |
| ⑪カン | | | |
| ⑫大型ごみ | | 申し込みの都度 | 変更なし |

※収集日が祝日にあたる場合も収集を実施します(年末年始除く)

家庭ごみ有料化 と 戸別収集の導入 → 引き続き検討します

食品ロスを減らしていきましょう

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

家庭から出る食品ロスの原因は、

- ① 買いすぎ（食材が調理されずに、そのまま捨てられてしまう）
- ② 期限切れ（賞味期限や消費期限を過ぎてしまい、捨てられてしまう）
- ③ 過剰な除去（野菜や果物などの皮を必要以上に厚くむいてしまい、捨てられてしまう）
- ④ 食べ残し（食べられるのに、捨てられてしまう）

などが考えられます。

食品ロスが減れば、生ごみの量も減ります。みなさんもこれらを意識して、食品ロスの削減にご協力ください。

みなさんも、食品ロスを減らすために、「買いすぎ」「期限切れ」「過剰な除去」「食べ残し」を無くすよう、ご協力をお願いします！

